

飼料の安全確保に努めましょう

農家の皆様には、飼料の安全確保について普段からご注意いただいております。しかし、運送業者が関係する飼料事故が断続的に発生しているため、農家の皆さんが自衛のため、飼料の発注から納品までの注意すべきポイントをまとめました。飼料事故の防止に御尽力いただきますよう御協力お願いいたします。

注文から納入までの注意ポイント

1 飼料の注文時

- 電話やFAXで注文する場合は、はっきりと製品名を伝えましょう。
- 略語は誤発注の原因となるので避けましょう。
- 可能であれば投入タンクに関する情報を伝えましょう。
- Web上で注文する場合は、確認画面等で選択した注文品に誤りがないかチェック。

2 飼料の納品時

- 飼料タンクに識別番号や投入する飼料の名称等を明示し、誤投入を防ぎましょう。
(※別紙1参照)
- 可能な限り、飼料タンクへの投入時に立ち会い、立ち会えない場合は当日中に納品された飼料が注文した品と同じであることを確認しましょう。
- 「飼料搬入表」を備え付けて担当ドライバーに記入を求める等、飼料の納品状況を記録しましょう。(※別紙2参照)

もしも飼料事故が発生したら

- ① 飼料タンクへの飼料投入前に納入品が注文したものと異なることに気付いた場合は、飼料タンクへの投入及び家畜への給与は行わず、直ちに飼料製造業者等の関係者に連絡する。
- ② 本来投入すべき飼料タンクと異なるタンクに飼料が投入される等の事故が発生した場合は、家畜に当該飼料を給与せず、直ちに飼料製造業者等の関係者に連絡をする。
- ③ ②の結果、飼料安全法の成分規格・基準違反となる(又はその可能性がある)ことが判明した場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡する。

岐阜県
中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1
TEL: 058-201-0530
FAX: 058-201-0531

